

外国法人の発行するサムライ電子CPに関する要望書

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
2003年4月

はじめに

財務省は、2003年の1月23日に「円の国際化の推進―円の国際化推進研究会」座長とりまとめを発表致しました。

この報告書では、第Ⅰ章. 円の国際化の必要性と目指すべき方向、第Ⅱ章. 貿易取引の円建て化に向けて取るべき方策、第Ⅲ章. アジアにおける域内金融・経済協力と円の役割、第Ⅳ章. 我が国金融・資本市場の国際金融センターとしての活性化 の4つの章から構成されており、いずれも重要な提言であると理解しております。

この度、企業の資金調達の円滑化に関する協議会(企業財務協議会)の資本市場委員会、日本資本市場協議会では、上記の提言の実現に不可欠で極めて重要性の高い「外国法人の発行するサムライ電子CPに関する要望」に焦点を絞った要望書を纏めました。

具体的な問題点としては、現在の社債等振替法や租税特別措置法の枠組みでは、国内法人の発行する電子CPと比較した場合、外国法人の発行するサムライ電子CPの置かれた環境が開示面・税制面で大きく不利益を被る状況であることが判明。しかしこのことは次の理由から、もともと目指してきた電子化の目的や精神に鑑みて本意ではなく、改めてここにあるべき姿としての改善策を提案することと致しました。

- 1) 従来の国内手形CPは、内国法人・外国法人のいずれにも同じ開示水準や源泉徴収免除の待遇が等しく与えられていることから、新しい電子CPの導入に際しては、従来の手形CPの経済性、商品性の水準を損ねることなく、T+0の可能な商品・システム設計を行うという各方面の了解のもとで、開示水準及び源泉徴収免除が決められてきたはずであること。
- 2) 世界標準である電子化という方向性の中で、内国法人と比較して外国法人が著しく不利な条件におかれるという状況は、時代に逆行し由々しき問題であると言わざるを得ないこと。
- 3) 円の国際化の推進や資本市場の厚みの形成という観点からも、円の資金調達・運用の国際化の明らかな障害であり、なおかつ海外からの不信を招くことにつながる極めて深刻な問題であるという危機感が市場関係者に広く明確に存在すること。

「円の国際化の推進」の目指すべき方向の実現、並びに世界との競争に耐える資本市場の発展、経済の活性化実現のために、是非とも前向きにご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。

目次

- (1) [外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券\(サムライ電子CP\(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む\)\)の償還差益に対する源泉徴収免除](#)
- (2) [外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券\(サムライ電子CP\(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む\)\)に対する社債等振替法上の短期社債と経済的効果における同格の付与](#)
- (3) [約束手形に係る印紙税の税率等の特例の取扱について](#)

<要望>

- (1) 外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))の償還差益に対する源泉徴収不適用を求める。
(租税特別措置法第四十一条の十二第九項(短期社債の償還差益に対する源泉徴収免除))

- 1) 租税特別措置法 第四十一条の十二第九項第七号(償還差益等に係る分離課税等)の条文に次の下線の文言を追加されたい。

七 社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債及び外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券

(注) 下線部の対象範囲

→ サムライ電子CP (海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む)

<問題点>

- 1) 内国法人の発行する短期社債は、租税特別措置法第四十一条の十二第九項(短期社債の償還差益に対する源泉徴収免除)により、償還差益に対する所得税源泉徴収が免除されるが、一方で社債等振替法第二百二十七条(外債に関する社債等に係る規定の準用)の規定により、外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))は、「短期社債」として認められておらず、一律円建外債＝「社債」として規定されてしまうため源泉徴収の対象となり税率18%が課されることとなる。

<要望>

- (2) 外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))に対して社債等振替法上の「短期社債」と経済的効果において同格の資格付与を求める。

まずは、以下1)の対応を求める。

- 1) 社債等の振替に関する命令第三条第一項第二号(振替機関への通知事項)の条文に次の下線の文言を追加されたい。**(短期対応要望…平成15年度中に措置を行うことを強く要望する。)**
- 二 法第六十九条第一項の払込に係る振替社債(短期社債 及び外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券)に限る。

(注) 下線部の対象範囲

→ サムライ電子CP (海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む)

しかるのちに、例えば以下の2)のような方法を講ずることで、サムライ電子CPが短期社債と経済的効果において同格となるよう措置されたい。

- 2) 社債等振替法全体の構成を、例えば、現行の社債等振替法において短期社債の定義が社債等振替法第六十六条第一号の「権利の帰属」の規定に置かれているのを分離して独立の条項を設置するなどして整理した上、社債等振替法第二百二十七条(外債に関する社債等に係る規定の準用)の条文から下線の文言を削除するなどして、外国法人が本

邦において募集する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))について現行の短期社債と同様の取扱いが可能となるよう整備されたい。(中長期的対応への要望…上記1)の措置完了後、速やかな措置を要望する。)

第二百二十七条

第四章の規定(第六十六条第一号[権利の帰属・「短期社債」]及び第四節[商法の特例]の規定を除く。)及び第百十四条[法律の適用の明示等]の規定は、外債(外国又は外国法人の発行する債券に表示されるべき権利をいう。)について準用する。(後略)

<問題点>

- 1) 社債等振替法は外債への準用を可能としているが、その中で短期社債に関する規定は準用の対象から外れている。そのため外国法人が本邦において募集する期間一年未満の円貨建債券(サムライ電子CP(海外事業法人が発行するCP及び海外SPCの発行するABCPを含む))は、「短期社債」としての準用を受けられず、通常の「社債」と同様の取扱となる。
- 2) 「社債」として取り扱われることにより、発行者は「短期社債」として発行が可能な場合と比較して次の不利益を被ることとなる。

1. 発行者からの振替機関への通知事項の増加(社債等振替法第六十九条[新規記載又は記録手続]、社債等の振替に関する命令第三条[振替機関への通知事項])

発行者は「短期社債」の通知事項(社債の総額、各社債の金額など)に加えて、次の内容を機関に通知する必要が生じる。

- 1)債権管理会社の商号 2)利率 3)償還方法及び期限
- 4)利息支払方法及び期限

2. 振替機関の公示事項の増加(社債等振替法第八十七条[振替社債の内容の公示])

振替機関は、発行者からの通知事項を、上記の追加項目も含めインターネットで公示する必要が生じる。

1.については、外国法人が発行するとはいえ経済的実質は電子CP(短期社債)そのものであり、そういう性格を鑑みると、そもそもこれらの追加が必要が生じる通知事項はいずれもわざわざ明らかにする意味のない項目である。

さらに2.については、公示の必要が生じる上に、公示に要する振替機関での費用は、社債等振替法第八十七条第二項から発行者側の負担になってしまうなどの更なる不利益がもたらされることになる。

<要望>

- (3) 租税特別措置法第九十一条の二(約束手形に係る印紙税の税率等の特例:印紙税を発行1枚あたり一律5,000円とする軽減措置)の取扱いについて、次の通り強く要望する。

- 1) 平成15年度(平成16年3月31日)を以って、仮に租税特別措置法第九十一条の二(約束手形に係る印紙税の税率等の特例)の延長措置を廃止するのであれば、廃止日までに当協議会より要望している(1)(2)両方の要望事項について確実に措置を完了しておくことが必須条件であること。
- 2) 仮に、当協議会から要望している(1)(2)両方の要望事項について、平成15年度中に措置が完了できないのであれば、租税特別措置法第九十一条の二(約束手形に係る印紙税の税率等の特例)の平成15年度以降の延長は必須条件であること。

※ 租税特別措置法第九十一条の二(約束手形に係る印紙税の税率等の特例)の取扱については、上記1)2)以外の取るべき選択肢はないこと。

<問題点>

上記提言の根拠は、機会の平等ならびに円の国際化推進の観点からも、内国法人・外国法人問わず全ての社債等振替制度への参加者が、同一のフェアな条件で市場参加できる制度環境の整備・措置が何より重要だと考えるからに他ならない。

従来の国内手形CPの世界においては、内国法人・外国法人とも、開示水準や源泉徴収免除の待遇が等しく与えられているが、仮にこのままの状態です平成15年度末を迎えてしまうと、平成16年度より外国法人については社債等振替法の枠組みで発行される電子サムライCPについては税制面・開示面での条件の悪化がもたらされることになる。一方でこの制約を避けるべく従来の手形CPの発行を行おうとする場合であっても、租税特別措置法上の特例が廃止されるならば税制面で現状より条件が悪化することになり、いずれにしても平成15年度中に実現できた条件でのコマーシャル・ペーパーによる資金調達の道がいかなる手段を以ってしても閉ざされることとなり、極めて深刻な状況がもたらされることとなる。

連結経営上グローバルに拠点を展開している本邦企業の海外現地法人の資金調達にも支障を来す、待ったなしの大問題となっている。

以上